

霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例及び霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例及び霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例及び霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例

本則中「働く婦人の家」を「働く女性の家」に改める。

第1条中「女子労働者及び勤労者家庭の婦人」を「女性労働者及び勤労者家庭の女性」に改める。

第3条第1号中「女子労働者」を「女性労働者」に改め、同条第2号及び第3号中「婦人」を「女性」に改める。

(霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第3条の表中「福山農村婦人の家」を「福山農村女性の家」に改める。

別表中「婦人研修室」を「研修室」に、「福山農村婦人の家」を「福山農村女性の家」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

「婦人」という用語は既婚の成人女性のイメージがあり、国の白書・調査等では「女性」の用語が使用されていることから、施設の名称等を改めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。